

審査基準表

(令和7年度みやざきスタートアップ創出・成長促進業務委託)

審査項目	審査内容	配点
全体構成	本事業の趣旨・目的等を十分に理解し、実効性のある企画構成となっているか。	15
	本県の地域特性や強みを踏まえた提案など、独自の提案がなされているか。	10
効果的な事業の実施	【創業の機運醸成・促進】 各イベントの内容、開催方法が、ターゲットに適したものであり、多様な交流による県内の創業促進に高い効果が期待できるか。	15
	【スタートアップの成長促進】 スタートアップの特性を踏まえた実施手法、プログラム内容となっており、スタートアップの成長に高い効果が期待できるか。	15
	【技術検証のマッチング支援】 県内スタートアップ等と県内企業等との技術検証のマッチング支援に高い効果が期待できるか。	10
	【広報・情報発信】 WEB サイトで提供するコンテンツをはじめ、本事業の広報における取組内容が効果的なものとなっているか。	5
実施体制等の妥当性	【実施体制】 ・実施に必要な経験・専門性を有する担当者が具体的に示されているか。 ・専任者を配置するなど、機動的に対応できる体制となっているか。 ・県内外の関係者と連携がとれる体制となっているか。	10
	【実施スケジュール】 事業の実施スケジュールは適切か。	5
経済性	経費の節減が図られているか。 $5 \times \frac{\text{最低提案額}}{\text{提案額}}$ (下記の評価基準によらない)	5
実績	本業務を受託するに相応しい業務実績があり、業務遂行能力が認められるか。	10
合計		100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託者として決定する。
 なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である180点（満点300点の6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である180点（満点300点の6割）以上になったとき、その参加者を受託者として決定する。

【評価基準（5段階）】※5段階以外の場合は、本基準をベースに採点する。

- | | | |
|----------------|-------------|----------|
| 5 標準より非常に優れた提案 | 4 標準より優れた提案 | 3 標準的な提案 |
| 2 標準よりやや劣る提案 | 1 標準より劣る提案 | |